

## Ohanaの家 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「協会」という。）が「Ohanaの家」（以下「事業所」という。）で実施する児童自立生活援助事業（以下、「事業」という。）は、少人数での共同生活の中で、日常生活や就労、定着支援等を行うことにより、児童の社会的自立生活を支援する。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者主体を基本とし、児童の人権を守り地域生活における生活の自立と社会的自立を目指した支援を行う。

- (1) 児童の身体及び精神の状況並びにそのおかれている環境に応じて共同生活住居における食事の提供、健康管理、その他の日常生活上の相談援助を適切に行う。
- (2) 日常生活、社会生活の自立に向けた、就労及び定着支援、地域生活支援等を行う。
- (3) 児童の意思及び人格を尊重して、常に児童の立場に立った支援を行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、企業、他の社会福祉・保健医療事業者、関係機関等との連携に努める。
- (5) 利用者主体を基本とし、支援の質の向上に努めるとともに常に利用者が理解できるよう説明する。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	Ohanaの家
所在地	羽島市

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（指導員） 1人 （常勤・指導員兼務、専従）  
生活支援全般支援、事業の管理運営、地域連携及びスーパーバイズ等に関すること
- (2) 指導員 3人 （常勤・専従）  
自立生活へ向けた健康管理・金銭管理の援助、自立生活に必要な援助、就労・相談支援等を行う。
- (3) 補助員 若干名 （非常勤）  
指導員補助、宿直



### **(緊急時等における対応方法)**

第9条 事業所は、利用者において病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、当該利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、利用者の状況に応じた適切なサービスの提供を行うことができるよう、子ども相談センター、児童家庭支援センター、主任児童委員、警察、ハローワーク、就労先企業、その他関係機関との連携を深め、適切な支援体制を確保する。

### **(非常災害対策)**

第10条 支援中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため避難、救出その他必要な訓練を定期的（年2回以上）に行う。

### **(書面の交付)**

第11条 事業所は、利用者に対して、運営規程、勤務体制、苦情受付窓口、その他支援の内容を記した重要事項説明書を交付して説明を行う。

### **(支援の記録)**

第12条 事業所は、支援した際、その提供日、内容、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存する。

### **(勤務体制の確保等)**

第13条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 各職場実習、ボランティア活動体験など
- (2) 継続研修 年1回以上（指定された専門研修）
- (3) 随時研修 必要と認められる研修

### **(衛生管理)**

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的に管理し、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずる。

### **(重要事項の揭示)**

第15条 事業所は、施設内の見やすい場所に、運営理念・方針、その他重要事項を掲示する。

### **(秘密保持)**

第16条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の条件とする。

### **(利用者の権利及び虐待に関する事項)**

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

### **(苦情解決)**

第18条 事業所は、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずる。

### **(事業評価)**

第19条 事業所は、支援の質の向上と運営の適正化を図るため、年1回事業の自己評価を行うこととする。また、外部評価機関によるサービス評価を受けることに努める。

2 評価の結果については、岐阜県に報告するとともに、協会ホームページ等で公表する。

### **(損害賠償)**

第20条 支援の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### **(その他)**

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、協会と事業所の管理者・従業者及び利用者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。